

本宮市農業委員会 令和3年3月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月22日（月）午後1時30分
2. 開催場所 白沢公民館 2階 「大ホール」
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 渡邊 謙輔 | 2 番 | 遠藤 政幸 | 3 番 | 國分 政利 |
| 4 番 | 伊藤 隆一 | 5 番 | 石橋 廣基 | 6 番 | 三瓶 和彦 |
| 7 番 | 渡邊 善幸 | 9 番 | 渡辺 喜一 | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 國分 隆一 | 2 番 | 川名 和弘 | 3 番 | 遠藤 栄太郎 |
| 4 番 | 國分 政彦 | 5 番 | 遠藤 俊雄 | 6 番 | 阿部 修司 |
| 7 番 | 佐藤 一徳 | 8 番 | 遠藤 正任 | 10 番 | 大内 俊之 |
| 11 番 | 佐々木 清忠 | 12 番 | 佐藤 博衛 | | |

4. 欠席委員 農業委員 8 番 三瓶 修藏 委員
推進委員 9 番 國分 保 委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係主事 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、農業委員 8 番 三瓶修藏委員、推進委員 9 番國分保委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会 3 月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員 7 番 渡邊善幸 委員 農業委員 1 番 渡邊謙輔 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p>

	農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(3番 國分政利 委員)
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、國分政利です。今回は、三瓶修藏委員、川名和弘委員、國分保委員で調査を実施しました。</p> <p>去る3月10日、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと4件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第15号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「駐車場敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第16号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が1件」、「宅地分譲敷地が1件」、「重機修理場敷地拡張が1件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、2月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>2月定例会許可分は、2月25日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第14号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(9番 渡辺喜一 委員)
渡辺 喜一委員	<p>議案第14号 件番1について、3月14日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました佐藤一徳委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。

	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 14 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 14 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします (1 番 渡邊謙輔 委員)
渡邊 謙輔委員	議案第 14 号 件番 2 について、3 月 15 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤栄太郎委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました遠藤栄太郎委員から、報告することはありますか。 (なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。 (質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 14 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 14 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 15 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 16 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は、許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、9 頁の再設定・番号 15 番及び 16、並びに 10 頁の番号 17 の 3 件につきましては、農業委員 1 番の渡邊謙輔委員が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 暫時、休憩いたします。
	(1 番 渡邊謙輔委員 退席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、再設定・番号 15 から 17 の 3 件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 15 から 17 の 3 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 15 から 17 の 3 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 それでは、退席しておりました、農業委員 1 番、渡邊謙輔委員の復席を求めます。

	暫時、休憩いたします。
	(1 番 渡邊謙輔委員 着席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、再設定・番号 15 から 17 の 3 件を除く、再設定・番号 1 から 14、番号 18 から 23 までの 20 件、及び新規設定・番号 1 から 18 までの 18 件、並びに売買・番号 1 から 3 の 3 件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の再設定・番号 15 から 17 の 3 件を除く、再設定・番号 1 から 14、番号 18 から 23 までの 20 件、及び新規設定・番号 1 から 18 までの 18 件、並びに売買・番号 1 から 3 の 3 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の再設定・番号 15 から 17 の 3 件を除く、再設定・番号 1 から 14、番号 18 から 23 までの 20 件、及び新規設定・番号 1 から 18 までの 18 件、並びに売買・番号 1 から 3 の 3 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 18 号「本宮市農業委員会規程の一部を改正する訓令制定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 18 号「本宮市農業委員会規程の一部を改正する訓令制定について」の議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 18 号「本宮市農業委員会規程の一部を改正する訓令制定について」の議案は、原案のとおり決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 19 号「本宮市農業委員会農地改良行為届取扱要領の一部を改正する訓令制定について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 19 号「本宮市農業委員会農地改良行為届取扱要領の一部を改正する訓令制定について」の議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 19 号「本宮市農業委員会農地改良届取扱要領の一部を改正する訓令制定について」の議案は、原案のとおり決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 20 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 20 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改定について」の議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 20 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改定について」の議案は、原案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。

令和3年3月22日
(閉会午後2時15分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席7番委員 渡邊 善幸

議席1番委員 渡邊 謙輔
